

# 令和7年3月の住まいのきになる通信



狙われるマンション積立金 管理委託に潜むリスク

信頼逆手に横領後絶たず

\*マンション管理適正化法は、管理会社が組合口座の通帳と印鑑をセットで保管することを禁じています。

\*一般的に、分譲マンションの管理組合は住民らが輪番で役員を務め、理事会でルール整備や共用部の修繕について定期的に話し合います。

\*近年は出納業務だけでなく理事会機能そのものを丸ごと管理会社に外部委託する「第三者管理方式」を導入する事例が増えています。

「修繕積立金が不足」36%

\*2023年末時点の分譲マンション総数は約704万戸、居住者数は約1500万人。

\*うち築40年以上は約136万戸。

\*修繕積立金が計画に比べて不足しているというマンションは全体の36%。

(2025年2月13日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)

